

Japan Tax Newsletter

デロイトトーマツ税理士法人

2018年12月21日号

平成31年度税制改正大綱 重要項目一覧

平成30年12月14日、与党より平成31年度税制改正大綱(以下「大綱」)が公表され、12月21日に閣議決定された。

研究開発税制の見直しのほか、国際課税の分野において過大支払利子税制、移転価格税制及び外国子会社合算税制の改正が予定されている。

法人課税において重要度が高いと思われる項目を中心に抜粋した一覧は、次のとおりである。

1 法人課税

(1) 研究開発税制の見直し(p60)

1) 試験研究費の総額に係る税額控除制度についての税額控除率の見直し等

- 増減試験研究費割合 > 8% ⇒ 税額控除率 = $9.9\% + (\text{増減試験研究費割合} - 8\%) \times 0.3$
(10%を上限: 現行と同じ)
- 増減試験研究費割合 ≤ 8% ⇒ 税額控除率 = $9.9\% - (8\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175$
(6%を下限: 現行と同じ)
- 研究開発を行う一定のベンチャー企業※については、控除税額の上限が当期の法人税額の40%(現行25%)に引き上げられる。
※研究開発を行う一定のベンチャー企業: 設立後10年以内の法人のうち当期において翌期繰越欠損金額を有するもの(大法人の子会社等を除く)

2) 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における、試験研究費の総額に係る税額控除制度の控除税額の上限の上乗せ特例について、改組と適用期限2年延長

- 控除税額の上限(25%又は40%)に、 $(\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 2$ (10%を上限)を上乗せ(現行と同じ)
- 試験研究費の総額に係る税額控除における税額控除率 = 総額税額控除率として算出した率 + 当該算出した率 × 控除割増率
控除割増率 = $(\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5$ (10%を上限)
- 平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除制度(いわゆる高水準型)については廃止

3) 中小企業技術基盤強化税制について、増減試験研究費割合が5%を超える場合の特例を増減試験研究費割合が8%を超える場合の特例に見直した上、適用期限が2年延長

- 上記と同様に、試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合に税額控除率を割り増す措置がとられる

4) 試験研究費の総額に係る税額控除制度の税額控除率の上限を14%とする特例の適用期限を2年延長

5) 特別試験研究費の額に係る税額控除制度について対象の追加や控除税額の上限等の見直し

6) 地方税についても、中小企業者等の試験研究を行った場合の税額控除制度等について、一部見直しが行われる。

(2) 中小企業者等の支援(p64)

- 1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限を 2 年延長
- 2) 中小企業投資促進税制の適用期限を 2 年延長
- 3) 中小企業経営強化税制について、一部明確化等を行った上、適用期限を 2 年延長
- 4) 商業・サービス業・農林水産業活性化税制について、要件追加の上で適用期限を 2 年延長
- 5) 地域未来投資促進税制について、一部見直しの上、適用期限がを 2 年延長
- 6) 中小企業が行った防災・減災設備への投資についての特別償却制度の創設
 - 中小企業等経営強化法(改正予定)の事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画(仮称)の認定を受けた中小企業者が、平成 33 年 3 月 31 日までの間に取得・事業供用した特定事業継続力強化設備についての特別償却(取得価額の 20%)

(3) みなし大企業の範囲の見直し(p65)

- 1) 中小企業投資促進税制、中小企業者経営強化税制等について、事業承継ファンドを通じて株式を保有されている場合の措置がとられる。
- 2) みなし大企業の判定において、大規模法人に次の法人が加えられる。また、判定対象となる法人の発行済株式等から自己株式等が除外される。
 - 大法人の 100%子法人
 - 100%グループ内の複数の大法人に発行済株式又は出資の全部を保有されている法人

(4) 組織再編税制における適格要件等の見直し

- 1) 株式交換等の後に、株式交換等完全親法人を被合併法人とし、株式交換等完全子法人を合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合における適格要件の見直し(p81)
- 2) 合併、分割及び株式交換に係る適格要件等のうち、対価に関する要件について、対象となる合併法人等の親法人の株式に、合併法人等の発行済株式の全部を間接に保有する関係がある法人の株式を追加(p81)
 - 当該見直しに伴い、対価となる株式が一定の外国法人である場合を除外(p112)

(5) その他

- 1) 仮装通貨の評価方法に時価法を導入(p74)
- 2) 連結納税における加入特例適用・異動届出書等の手続きについて、一部簡素化(p81)
- 3) 役員給与における業績連動給与の手続きに係る要件について、一部見直し(p82)

2 地方税体系の見直し

(1) 法人事業税の税率の改正と特別法人事業税の創設(p71)

- 法人事業税の所得割・収入割の税率を引き下げ、特別法人事業税を創設する(税率トータルは改正前とほぼ変更なし)
- 平成 31 年 10 月 1 日以後開始事業年度から適用

1) 外形標準課税適用法人(資本金 1 億円超の普通法人)

	事業税所得割標準税率		特別法人事業税		改正案合計
	現行	A 改正案	B 税率	(参考) C=A×B	(参考) A+C
年 400 万円以下	1.9%	0.4%	260%	1.04%	1.44%
年 400 万円超 800 万円以下	2.7%	0.7%	260%	1.82%	2.52%
年 800 万円超	3.6%	1%	260%	2.6%	3.6%

- 資本金 1 億円超の普通法人の所得割の制限税率は、標準税率の 1.7 倍(現行 1.2 倍)に引き上げ

2) 中小法人(資本金 1 億円以下の普通法人等)

	事業税所得割標準税率		特別法人事業税		改正案合計
	現行	A 改正案	B 税率	(参考) C=A×B	(参考) A+C
年 400 万円以下	5%	3.5%	37%	1.295%	4.795%
年 400 万円超 800 万円以下	7.3%	5.3%	37%	1.961%	7.261%
年 800 万円超	9.6%	7%	37%	2.59%	9.59%

(2) 特別法人事業税の概要(p72)

- 納税義務者等: 法人事業税(所得割又は収入割)の納税義務者に対する国税
- 課税標準: 法人事業税額(標準税率により計算した所得割額又は収入割額)
- 申告納付等: 都道府県に対して、法人事業税と併せて行う
- 国への払込み: 都道府県は納付額を国の交付税及び譲与税配付金特別会計に払い込む

(3) 特別法人事業譲与税(仮称)の創設(p72)

3 国際課税

(1) 過大支払利子税制の見直し(p98)

その事業年度における対象支払利子等の額(支払利子等の額から対象外支払利子等の額を控除した残額をいう)の合計額からこれに対応するものとして計算した受取利子等の額の合計額を控除した残額が本税制の対象とされる。

1) 対象外支払利子等の額の意義

支払利子等を受ける者においてわが国の課税所得に含まれる支払利子等の額などをいい、一定の関連者が他の者を通じて当該法人に資金を供与したと認められる場合等における当該他の者に対する支払利子等の額が除かれる。

2) 調整所得金額の計算方法の見直し

所得金額に加算する金額から受取配当等の益金不算入額を除外するなど、所要の整備が行われる。

3) 損金算入限度額の見直し

調整所得金額の 20%(現行:50%)が限度とされる。

4) 適用除外基準の見直し

- 金額基準は、2,000 万円以下(現行:1,000 万円以下)であること
- 割合基準は、割合の計算方法を見直しの上、所定の割合が 20%以下であること

5) 超過利子額(損金不算入額の繰越額)の損金算入

超過利子額の損金算入は、対象純支払利子等の額と調整所得金額の 20%(現行:50%)に相当する金額との差額が限度とされる。

6) 適用関係

上記の改正は、平成 32 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税について適用される。

(2) 移転価格税制の見直し(p100)

1) 対象となる無形資産の明確化

有形資産及び金融資産以外の資産で、独立事業者間で譲渡等が行われるとした場合に、通常、対価の支払が行われるべきものが対象とされる。

2) 独立企業間価格の算定方法の整備

比較対象取引が特定できない無形資産取引等に対する価格算定方法として有用性が認められているディスカウントキャッシュフロー法(DCF 法)が加えられる(推定課税における価格算定方法についても、同様)。

3) 評価困難な無形資産に係る取引(特定無形資産取引)に係る価格調整措置の導入

- 特定無形資産取引に係る独立企業間価格の算定の基礎となる予測と結果が相違した場合に、税務署長が一定の方法により算定した金額を独立企業間価格とみなして更正等を行うことができることとされる
(注)税務署長が算定した独立企業間価格と当初取引価格との相違が 20%を超える場合に限られる
- 国税当局の当該職員が所定の書類の提出等を求めた日から一定期間以内に法人からその書類の提出等があった場合には、価格調整措置は適用されない

4) 更正期間等の延長

7 年(現行:6 年)に延長される。

5) 差異調整方法の整備

比較対象取引の利益率を参照する価格算定方法において、一定の場合には、四分位法に基づく方法により差異調整を行うことができることとされる。

6) 適用関係

上記の改正は、平成 32 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税及び平成 33 年分以後の所得税について適用される。

(3) 外国子会社合算税制の見直し(p103)

1) 特定外国関係会社の範囲の見直し等

- ペーパーカンパニーの範囲から、(1)持株会社である一定の外国関係会社、(2)不動産保有に係る一定の外国関係会社、(3)資源開発等プロジェクトに係る一定の外国関係会社が除外される
- ペーパーカンパニーの判定における保険委託者特例の要件が見直される
- 事実上のキャッシュボックスの範囲に、(1)非関連者等からの一定の収入保険料の総収入保険料に対する割合が 10%未満であること及び(2)非関連者等に対する一定の支払再保険料の総収入保険料に対する割合が 50%未満であることのいずれにも該当する外国関係会社を加えられる

2) 対象外国関係会社に係る非関連者基準の判定方法の見直し

- 保険業を主たる事業とする外国関係会社の非関連者基準の判定において、一定の収入を関連者から収入するものに該当しないこととされる

3) 会社単位の合算課税制度における適用対象金額の計算方法に関する措置

- 現地法令基準による外国関係会社の所得の金額の計算上、現地法令のうち、連結納税の規定及びパススルーとして取り扱われる規定は適用されない

4) 適用免除基準における租税負担割合の計算方法に関する措置

- 分母の「本店所在地国の外国法人税の法令により計算した所得の金額」及び分子の「本店所在地国において課される外国法人税」は、現地法令のうち、連結納税の規定及びパススルーとして取り扱われる規定を適用しないところで計算する等の措置が講じられる

5) 部分合算課税制度における部分適用対象金額の範囲の見直し

部分合算課税の対象となる特定所得の金額に、収入保険料の合計額(支払再保険料控除後)から支払保険金の合計額(収入再保険金控除後)を減算した金額が加えられる。

(注)外国金融子会社等に該当する部分対象外国関係会社が除かれる

6) 二重課税調整に関する措置

- 内国法人が合算課税の適用を受ける場合に控除対象外国法人税の額とみなされる金額の計算上、外国関係会社の本店所在地国において課される外国法人税の額は、現地法令のうち、連結納税の規定及びパススルーとして取り扱われる規定を適用しないところで計算した外国法人税の額とされる
- 外国子会社からの配当等に係る二重課税調整について、修正申告書又は更正の請求書に所定の書面の添付がある場合にもその適用を受けることができる等の見直しが行われる

7) 適用関係

上記(上記 1)の 3 点目、5)及び 6)の 2 点目を除く)の改正は、内国法人の平成 31 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度の合算課税(外国関係会社の平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に係るものに限る)について適用される。

上記 1)の 3 点目及び 5)の改正は、外国関係会社の平成 31 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について適用される。

上記 6)の 2 点目の改正は、内国法人の平成 31 年 4 月 1 日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用される。

(4) 平成 32 年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に参加等をする非居住者及び外国法人に係る課税の特例の創設(p109)

- 選手、審判員等の大会関係者である非居住者の報奨金等及び一定の給与等については、所得税を課さないこととされる
- 大会関連業務を行う外国法人が支払を受ける一定の使用料及び一定の恒久的施設帰属所得については、所得税及び法人税を課さないこととされる

(5) 台湾との間での金融口座情報の自動的な提供のための報告制度等の整備(p110)

- 台湾との間での金融口座情報の自動的な提供のための報告制度等の整備(p110)
- 国別報告事項の提供制度における子会社方式の適用に係る最終親会社等の居住地国に台湾が加えられる

4 納税環境整備

(1) 情報照会手続の整備(p114)

1) 事業者等への協力要請

国税庁等の当該職員は、事業者等に国税に関する調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧・提供その他の協力を求めることができることが法令上明確化される。

2) 事業者等への報告の求め

- 所轄国税局長は、次の要件の全てを満たす場合には、事業者等に、特定取引者の氏名・名称等につき、60日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して定める日までに、報告を求めることができることとされている。
 - 特定取引者の国税について、更正決定等をすべきこととなる相当程度の可能性がある場合
 - この報告の求めによらなければ、特定取引者を特定することが困難である場合
- 所轄国税局長は、上記の報告の求めを行う場合には、事業者等の事務負担に配慮するとともに、報告を求める事項を書面で事業者等に通知しなければならない
- 上記の報告の求めに対する拒否又は虚偽報告については、検査拒否等の場合と同様の罰則が設けられる
- 上記の報告の求めについては、処分として不服申立て又は訴訟の対象とするほか、所要の措置が講じられる

3) 適用

- 上記の改正は、平成32年1月1日以後に行う協力又は報告の求めについて適用される。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan

お問い合わせ

デロイトトーマツ税理士法人 東京事務所

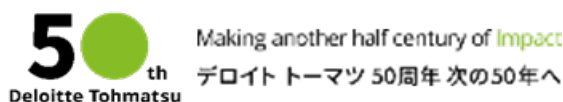
所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800(代)

email tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services



デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュートーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じて、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500®の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュートーマツリミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含む)がこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001